

募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針 新旧対照表

(2020年11月2日改正)

(下線部改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">制定：2003年10月7日 (最終改正：2020年11月2日)</p> <p>3. 弊社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。</p> <p>(1) 新規公開株の場合 新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ <u>複数単元株式数の申込みをされている場合においても、当初当選株式数は1単元株式数とし、可能な限り多数のお客様に配分を行います。</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることは<u>ございません。</u></p> <p>⑥ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、<u>その旨のご連絡はいたしません。</u></p> <p>⑦ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することが<u>ございます。</u></p> <p>イ～ハ (現行どおり)</p> <p>(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に<u>配分いたします。</u></p> <p>① 適合性の原則に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社に過去1年以上前より口座を開設されたお客様を中心に、新規公開株のリスクをご理解いただいた上で<u>配分を行います。</u> ・弊社は、過去の株式投資経験が1年以上あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資リスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に<u>配分を行います。</u> <p>② ブックビルディングへの適切な参加に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">制定：平成15年10月7日 (最終改正：平成24年10月1日)</p> <p>3. 弊社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。</p> <p>(1) 新規公開株の場合 新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ <u>複数単元株式数の申し込みを行っている場合についても、当初当選株式数は1単元株式数とし、可能な限り多数のお客様に配分が行なわれるようにいたします。</u></p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることは<u>ありません。</u></p> <p>⑥ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、<u>その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>⑦ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することが<u>ございますので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に<u>配分することとしています。</u></p> <p>① 適合性の原則に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社に過去1年以上前より口座を開設して<u>いただいているお客様を中心に、新規公開株のリスクをご理解いただいた上で配分を行うこととしております。</u> ・弊社は、過去の株式投資経験が1年以上あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資リスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に<u>配分を行うこととしております。</u> <p>② ブックビルディングへの適切な参加に関する基準</p>

新	旧
<p>・弊社は、新規公開株の配分において、ブックビルディングへの適切な関与の状況を<u>確認の上</u>、適切な需要申告をされているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを<u>確認いたします</u>。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行う申告を意味します。</p> <p>(3) 新規公開株以外の場合 株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様のみを中心に<u>配分を行います</u>。</p> <p>4. 弊社では、過度な集中配分及び不公平な配分とならないよう以下の基準を設け、<u>配分いたします</u>。 (1) 原則として、<u>前回配分を行った株式の受渡日から</u>、1ヶ月間のインターバルを設けることとしております。ただし、他のお客様より配分の申込みがない場合は、配分を妨げません。</p> <p>5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をされたお客様、又はブックビルディングとは別に配分の申込みをされたお客様の両者の中から決定いたします。ただし、お客様より申告、又は申込みを受けた総数量が、弊社の配分予定総数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、弊社とのお取引の状況等を勘案し、勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。</p> <p>6. 需要申告及び配分の申込みは、<u>弊社の営業部店</u>において対面又は電話で受け付けます。</p> <p>7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらの需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の弊社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込み期間終了までの間、弊社の<u>営業部店の店頭</u>においてお知らせいたします。</p>	<p>・弊社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を<u>確認させていただき</u>、適切な需要申告をされているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを<u>確認させていただきます</u>。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で<u>行っていただく</u>申告を意味します。</p> <p>(3) 新規公開株以外の場合 株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様のみを中心に<u>配分すること</u>としています。</p> <p>4. 弊社では、過度な集中配分及び不公平な配分とならないよう以下の基準を設け、<u>配分を行いません</u>。 (1) 原則として、<u>前回抽選により配分を行って</u>から、1ヶ月間のインターバルを設けることとしております。ただし、他のお客様より配分の申込みがない場合は、配分を妨げません。</p> <p>5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。ただし、お客様から申告又は申込みをなされた数量が、弊社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをなされていないお客様にも、弊社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。</p> <p>6. 需要申告及び配分の申込みは、<u>お取引店舗</u>において対面又は電話で受け付けます。</p> <p>7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらの需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の弊社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込み期間終了までの間、弊社の<u>ホームページ</u> (http://www.pawa.co.jp/)においてお知らせいた</p>

新	旧
<p>9. <u>弊社は</u>、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役職員、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し、<u>遵守に努めております。</u></p> <p>なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。</p>	<p>します。</p> <p>9. <u>弊社におきましては</u>、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役職員、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し、<u>遵守に努める所存であります。</u></p> <p>なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。</p>